



11月より再び公募開始！

甲佐町商工会が小規模事業者持続化補助金の申請書作成を支援！

小規模事業者持続化補助金公募のご案内

～持続化補助金を有効活用し販路開拓、新事業参入、経営力強化～

先般の平成28年度補正予算成立を受け、商工会と一体となって、新たな販路開拓等に取り組む小規模事業者を支援する小規模事業者持続化補助金の公募が11月4日より開始されました。(震災型補助上限200万円・一般型補助上限50万円)

持続化補助金を有効活用し、新規顧客開拓、新たな販売方法の開発、新商品開発、新たな事業分野への参入等に取り組んで、**経営力アップ**を困っていませんか？

【小規模事業者持続化補助金（震災型・一般型）】

*受付開始 平成28年11月4日（金）

*熊本県商工会連合会締切日

＜震災型 補助上限200万円＞

1次締切：平成28年11月25日（金）【締切日当日消印有効】

2次締切：平成29年 1月27日（金）【締切日当日消印有効】

＜一般型 補助上限50万円＞

1次締切：平成29年 1月27日（金）【締切日当日消印有効】

*ご相談方法：熊本県商工会連合会ホームページから申請様式をダウンロードします。
必要事項を記載し、震災型1次締切：11月18日（金）まで、一般型1次・震災型2次締切1月20日（金）までに甲佐町商工会へ持参のうえご相談下さい。（書類の内容確認、書類作成には一定の期間を要するため、期日厳守をお願いいたします。）

注）すでに採択を受けられた事業者も条件を満たせば公募対象事業者となりますが、平成28年度予備費小規模事業者持続化補助金採択事業者は震災型には応募できません。（一般型には応募可能。）

（お問い合わせ先：甲佐町商工会 電話 234-0272 FAX234-0363）（担当：城、田代）

e-mail kosa@titan.ocn.ne.jp

ホームページ <http://www.kumashoko.or.jp/kousa>

※ホームページに、「事前調査表」を掲載しております。ぜひご利用ください。

⇒裏面へ

【持続化補助金の対象となる小規模事業者】

業種	常時使用する従業員の数
卸売・小売業	5名以下
宿泊・娯楽業以外のサービス業	5名以下
サービス業のうち宿泊・娯楽業	20名以下
製造業その他	20名以下

注) 上記の常時使用する従業員の人数には、会社役員および個人事業主本人、所定の要件を満たすパートタイム労働者は含めないものとします。なお、専従者は従業員に含めません。

【補助対象となる取り組みの例】

① 広告宣伝

新たな顧客層の取り込みを狙い、チラシを作成・配布。ネット販売システムの構築。

② 集客力を図るための店舗改装

幅広い年代層の集客を図るため、店舗を掘りこたつ式に、和式トイレを洋式トイレに改装。

③ 機械等を導入し新たなサービスを開始(一般型の場合は税込で54万円未満でない対象になりません。)

車両診断機の導入、配管詰まり診断機の導入等。

④ 商品パッケージや包装紙・ラッピングの変更

新たな市場を狙って商品パッケージのデザインを一新。

⑤ 商品の開発

海鮮居酒屋が、新しい目玉商品としてタラのすり身を使ったバーガーやタラを揚げたスナック菓子を開発。

注) 上記の事例で事業計画書を作成し申請しても、必ずしも採択されることを保証するものではありません。

【中小企業庁 小規模事業者持続化補助金とは】

* 「小規模事業者が商工会と一体となって、販路開拓に取り組む費用の 2/3 を補助します。補助金なので返済の必要はありません。

* 補助上限：

震災型 200万円

一般型 50万円 (雇用対策、買物弱者対策、海外展開を行う場合は100万円)